

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は令和6年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、1、四国霊場春秋の七ヵ所まいりと奥白方33観音像石造物の文化財保存について、2点目に学校給食の安全性と宅地開発等による町の農地減少による影響と漁業振興策はの2点について、一般質問を町長、教育長、そして各関係担当課長に対し、一問一答方式にて行ってまいります。

まず最初に、1点目の四国霊場春秋の七ヵ所まいりと奥白方33観音像石造物の文化財保存についてであります。

このことは余り知られていませんので、モニター映写を併せて使用しますので、よろしく願いを申し上げます。

四国霊場七ヵ所まいりとは、春秋の彼岸の頃に近隣の七ヵ寺を巡る古来からの慣習として盛んに巡拝をされていました。

この多度津周辺では、海岸寺から出発して四国八十八ヵ所、71番札所弥谷寺から77番札所道隆寺までの七ヵ寺を巡ります。

その途中にあるに番外三ヵ寺とともに天霧峠越えの白方遍路道沿いの西国33観音も併せて参拝を致します。約26キロメートルの全行程の道のりを丸1日かけて、地元の先達の方にご案内をして頂きながら弘法大師のご幼少期にゆかりのある寺社や史跡を巡ることが出来るのが特徴でございます。

ご覧頂いておりますのが、七ヵ所まいりの順路の地図でございます。出発地が海岸寺からです。ずっと回るようになっております。しかし、最近では本四国霊場札所である71番札所弥谷寺から77番札所道隆寺までの札所は、七ヵ所まいりとされております。

ところが、古より中国の天竺八ヵ所霊場が参拝の発端であり、正式には「八ヵ所霊場まいり」が本当であり、弘法大師ゆかりの地となっている「誕生の地」、番外18番札所で由緒ある海岸寺は除外視をされている訳であります。

この四国霊場の七ヵ所まいりは江戸時代の後期に描かれた絵図「四国寺社名勝八十八番」の中で、「足よはき人、此印、七ヵ所寺めぐれば四国巡拝ニじゅんずるといふ」と紹介をされております。

1日で巡拝が出来るため、日常時間のゆとりがない忙しい現代の人にとっては、お遍路の経験がない方やお参りよりも健康ウォーキングに関心がある方、また宗旨に関係なく誰でも気軽に参加でき、霊山幽谷の山道もあり、動きやすい服装で参加出来るため、今、関心・注目を集めているところでございます。

これをご覧下さい。これは車でいきますと7ヵ所だけで20.6キロあります。車ですと51分で進めますが、歩きますとこの7ヵ所まいりだけが18.4キロで、4時間19分かかる、こういう風な行程でございます。

全行程は歩きますと、海岸寺から出発しますと10時間30分かかります。そういうことでございます。

そこで、私たちは実行委員会を立ち上げ、長らく途絶えていた四国霊場七カ所まいりを春、秋の年2回実施をしてまいりました。

このたび、2024年、令和6年4月14日水曜日の春の巡拝で、すでに17年間、33回目となる「七カ所まいり」を継続・参拝を続けております。

また昔から歴史は古く、遍路巡礼は「小豆島八十八カ所まいり」、つまり「島四国八十八カ所霊場めぐり」から始まり、次に本四国八十八カ所まいり、そして、最後に2府5県に点在する「西国三十三観音まいり」と続きます。

この西国三十三観音霊場まいりは、1,300年余りの歴史がある日本最古の巡礼であり、難行苦行を重ねての長い時間と険しい道のりの遍路巡拝修業を経て「道中安全」「満願」「結願」が晴れて迎えることが出来たこと、そして、巡礼の諸願が達成された。あるいは、祈願を終えたという意味で最初に参拝をした発願礼所や一番礼所へお礼まいりをするが多くなっている訳でございます。

そこで、地元では「奥白方三十三観音霊場」と言われている観音石仏像として虚空蔵寺本堂の南、ただ今、映っているこの虚空蔵寺の南、石段を上がった右側にある石碑に刻まれていますように江戸時代後期、文久3年にその端を発しており、近世にかけて西国写し霊場の一つであると言えます。

そのために様々な地の人に関わり、石仏像の創作自体は主に丸亀の商人、そして、一部、多度津の商人が出資して造立されたことが分かっており、当時、隆盛を示した幕末の商人たちが、ある種の権威を示すための広報活動を伴う公共事業であったと推測をされております。また、制作された1863年の文久3年といえ、今から161年前のことであり、当時は孝明天皇の時代で多度津では藩庁から倭約令が発せられ、また、10月15日には、藩主が弥谷で鹿狩りを行い、鹿2頭を射止めたとの記述が残っている時期でありました。

そして1865年、慶応元年、長州征伐、7月17日、イギリス軍艦、多度津沖に停泊、その後、1867年、慶応3年8月、干天、つまり日照りにて、町内は深刻な水不足の発生、「おかげ踊り」の大流行、10月には徳川慶喜、大政奉還、奥白方林求馬邸の家老屋敷の築造と続き1868年1月には鳥羽・伏見の戦いを経て、4月に江戸城を開城、9月には明治へと元号が変わった、まさに激動の歴史的背景があった時代でございました。また、中世・近世では讃岐を代表する石切場として、弥谷山、天霧山の「白方石」と「十五丁石」が切り出され、奥白方地区では角礫安山岩質凝灰岩、つまり砂状の凝灰岩が弥谷山の北側、いわゆる地元奥白方地区では「おたふく岩」と呼ばれている場所の石切り場が中世讃岐の三大凝灰岩産地として知られ、この奥白方三十三観音像の石造仏が白方石、つまり灰色凝灰岩、角礫凝灰岩として台座に使われており、台座でございます。この台座でございます。

材料の石材を現地調達として作られたものでございました。そして室町時代から昭和初期にかけて、長年の採石跡が東西に延びて残っており、仏塔の生産材の産出地としても知られておりました。なによりも地元奥白方の林求馬邸の現存する表土堀の蔵の基礎石に使われていることでも有名でございます。

また、この奥白方天霧峠越え遍路道沿いには、他に仏塔として、石造り供養塔が、虚空蔵寺奥之院である天城峠までの遍路道の中腹にある穴薬師洞にある層塔つまり五重塔でございます。これは、美しい姿で今も現存致しております。

また、洞窟内には5体の石像仏があり、併せて、西国観音像の石造仏とともに文化財遺産として保存することが今、緊急に求められております。

このように毎年、春の4月17日が、天霧峠經由白方越え遍路道沿いの西国三十三観音像の石造仏を地元奥白方有志の方々が永代にわたり、縁日、つまり命日として昔から「観音講」として、献花・献水をしてお参りをし、供養を実施しておりますが、高齢化の影響もあり参加者も年々減少の一途を辿っております。

そこで私たち四国霊場七カ所まいり実行委員会もその日の4月17日に合わせて、春の七カ所まいりとして参加をして参拝を続けているところです。

当日は、80束を超えるお供花、つまり献花を各自分担して持ち、お水を花筒に入れながら天城峠頂上の33番観音を目指して毎年、地元の有志の方々と一緒になって、道中参拝と「観音講」の保存に協力をしているところでございます。

このようなことから春の巡拝は、毎年4月17日に、秋の巡拝は11月の第3日曜日に定着するようになり、今日に至っております。

そして、清掃奉仕作業として七ヶ所まいり実行委員会では、有志による参加で遍路道の草刈り、倒木樹の伐採、遍路道の危険箇所の防止策など、毎年、春秋の年2回巡拝前に実施をしております。

しかし、何分急峻な山道と相次ぐ毎年の台風による暴風、大雨のために遍路道が流されて想像以上に荒れており、毎年、悪戦苦闘の連続でございます。

そこで今回、実行委員会では現存する天城峠經由白方越え遍路道沿いの西国三十三観音像の石造仏を末永く保存するために、七ヶ所まいり参加の有志の方に写真撮影をして頂きました。

この機会に写真集を作成発行して文化財の保存の一助となれば、私達にとってもこの上ない喜びであり、幸いです。

そこで、お尋ねを致します。第1点目には、この161年前に建立された西国三十三観音像の石造仏を町・県の指定文化財にして末永く保存すべきだと思うがどうかお尋ねを致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

尾崎議員の西国三十三観音像の石造物を町・県の指定文化財として保存することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

奥白方の西国三十三観音像は、海岸寺を起点とする「七ヵ所まいり」のルート上に並んでいる石仏で、江戸時代後期の丸亀や多度津のいわゆる旦那衆により寄進されたと言われています。同ルートは信仰の道とも言えるものです。このため、町教育委員会では町の史跡として指定出来ないかと検討したことがあります。しかし、同ルート上における土地所有者が不明であったり、境界線、いわゆる「筆」が入り組み複数の所有者が存在したり、また、石造物の所有者が不明であるなど史跡指定に必要な所有者の同意を得ることが困難であることから断念しました。

同ルートは国指定史跡天霧城跡への登山道ともなっていることから、本町職員が年に2回程度同ルートの状況を確認し、県の文化財パトロール担当者と情報を共有しています。西国三十三観音像等の適切な保存、管理については、今後の課題として県との協議内容などについて研究したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目にお尋ねを致します。虚空蔵寺から天霧峠までの中腹にある虚空蔵寺奥之院であります穴薬師堂の建物が老朽化をし、腐食をしております。そして倒壊・崩落の恐れがあり、参拝者の事故に繋がる恐れがあるので町として対策を立てられないのかどうかをお尋ねを致します

生涯学習課長（谷口 賢司）

尾崎議員の虚空蔵寺奥之院の老朽化対策を町として行うことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

虚空蔵寺は奥白方地区の八王子池の南側にある真言宗醍醐派の寺です。また、奥之院は同寺から徒歩約30分の標高約120mの地点にあります。同奥之院の老朽化は認識していますが、現所有者を町は把握していないとともに町の指定文化財にも指定されていないため、町として修繕対策等を行うことは困難であると考えています。

しかし、先ほどの質問に答弁させて頂いたとおり、同奥之院のあるルートは、国指定史跡天霧城跡への登山道にもなっていることから、本町職員が年に2回程度状況を確認し、県の文化財パトロール担当者と情報共有をしています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の虚空蔵寺の奥之院の穴薬師堂は、この位置でございます。それでは、再質問を行います。七ヵ所まいりのルートは山の中にありまして、地籍調査がままならない。筆界や所有者が不明であるために町が対策を講じることが難しいことは理解出来ましたが、町内外の人達に、このようなルートがあることや西国三十三観音像や虚空蔵寺奥之院の存在を知らしめ、関心を持ってもらう事が保存活動の第一歩となると思うのでありますが、ご意見を伺います。よろしくをお願いします。

生涯学習課長（谷口 賢司）

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、町の指定文化財に指定されていないことから、すぐに対応は難しいと考えておりますが、先人達の思いのこもった文化や意向を後世に繋げていくことは重要だと考えています。

そのため、町教育委員会では多度津町文化財マップ、このような文化財マップなのですけれども、ちょっとご覧になった方いらっしゃるかも分かりません。

こういった文化財マップを作成し、その中に奥白方地区のこちらになりますけれども、石造仏群を回るルートや弥谷寺として三十三観音霊場や虚空蔵寺奥之院などを掲載しております。

さらに、今年度、予算を頂きまして、盛土山古墳の近くに周辺文化財の説明看板というのを作成しました。先日、盛土山のところに設置しております。そちらの中にも今の三十三観音像のことも記載してございます。これからも先人たちの築いてきたものを大切にしたいと思っておりますので、こういった方法があるのか検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目お尋ね致します。西国三十三観音像石造仏を現状で放置すれば、倒壊及び風化をして旧遍路道の道標としての役割を果たせないのも、今、小屋かけなどの対策は立てられないものかどうかをお尋ねを致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

尾崎議員の西国三十三観音像石造物に小屋かけを行うなどの対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

西国三十三観音像石造物の老朽化などは把握していますが、先ほどの答弁にありますとおり、その土地所有者や石造物の所有者を特定することが難しいことから私有地に小屋などの構造物を設置することは困難であると考えています。

また、町指定文化財にも指定されていないため、町として対策を講じることも難しいと考えています。西国三十三観音像石造物の状態につきましては、先ほどの答弁と同様に県の文化財パトロール担当者と情報を共有しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目をお尋ね致します。今、「四国遍路を世界遺産に」、また、「遍路道ウォーク」として遍路道の危険箇所や設備の整備状況をみんなで点検する運動や美化活動、または、お接待の参加者を募集しているが、どのようなものなのかをお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の「四国遍路を世界遺産に」、「遍路道ウォーク」の活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

四国遍路文化を後世へ確実に受け継いでいくために、それを構成する資産を保護す

るとともに、その文化的価値を国内外に向けて発信し理解を深めることが重要です。

このような取組を推進するために平成22年3月16日に四国遍路世界遺産登録推進協議会が設置されました。

構成員は、四国四県58市町村、国の機関の地方支分部局8機関、11経済団体、12NPO法人などでございます。

ご質問にある「遍路道ウォーク」は、構成員の一つである「NPO法人遍路とおもてなしのネットワーク」が、毎年2月下旬に開催している「一日一斉おもてなし遍路ウォーク」という名称で実施している事業です。

この活動の目的は大きく分けて3つあり、1つ目は、遍路道を地元の人が歩き、おもてなしの視点で気づいた情報を今後の活動に活かす。

2つ目は、一日一斉の開催で社会にアピールし、四国遍路の世界遺産暫定リスト入りを後押しする。

3つ目は、将来、外国人を含む四国以外の人々の参加を促し、ひいては四国の活性化に貢献することとされています。

この活動を通じて、遍路道の安全性や案内表示の整備、休憩場所やトイレの整備状況などを点検・検証し、今後の改善に向けた基礎資料が作成されるということです。

なお、今年の2月23日に開催されたこの活動への参加エントリー者数は、四国四県で9,308人とのことでございます。

本町からは、私と副町長のほか複数の町職員、課長を始めとする職員が参加し、JR善通寺駅から道隆寺までの遍路道を歩き、危険箇所や案内表示などに係る意見を同団体に提出致しました。このような四国遍路文化の世界遺産登録に向けた事業に対する町の取組が今後の課題であると認識をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、5点目をお尋ね致します。このたび、NHKの番組「新日本風土記」の事前取材を受け、4月17日、水曜日の「第33回春の七ヵ所まわり」に「四国花遍路」のタイトルでの撮影があり、事前取材を受けての依頼がありました。

当日は、東京から3名スタッフが同行しまして、この6月下旬に放映予定との申出があり、全国放送となりますので、多度津町を挙げて応援をして頂きたいと思いますがどうかお尋ねを致します。

生涯学習課長（谷口 賢司）

尾崎議員のNHK・BSの「新日本風土記」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問の中にあるとおり、「七ヵ所まわり」は、古来より四国八十八箇所霊場全てを巡ることが困難な者が「空海ゆかりの地だけでも」と巡礼したことが始ま

りだと言われ、第71番札所弥谷寺から第77番札所道隆寺までの七カ寺を1日で巡礼することとされています。しかし、現代においてはその風習も薄れ、「七カ所まいり」という参拝方法さえも認知度が低くなっていました。そこで、もう一度この風習を復活させようと2014年の総本山善通寺開創1200年記念の一環として「七カ所まいり実行委員会」が発足され、年に1～2回「七カ所まいり1日歩き遍路」が実施されています。一方、本町内においては、この実行委員会の発足以前から尾崎議員をはじめとする有志の方々によって「七カ所まいり」が長年実施されています。

このたび、NHK・BSの番組「新日本風土記」の制作に係る「四国のお遍路」と「春から初夏に向けて咲く花々」などをテーマにした取材があり、同番組では、「お接待」や「おもてなし」という言葉に表れるような四国の方々の心根や信心、日々の営みや歴史などを取り上げた内容になる予定であると伺っています。NHKは、政府から独立して受信料によって運営され、公共の福祉と文化の向上に寄与することを目的に設立された「公共放送事業体」です。このため、同局で製作される番組であり、かつ、四国遍路の世界遺産登録に向けた取組の推進に資する内容であるとも考えられるため、同番組の放送日を町ホームページに掲載して周知を図るなどの協力を行いたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今、答弁がありました。今回のNHKの番組は全国放送でありまして、県内外の人達に多度津町をPRする絶好の機会にもなると思います。さらに、先人達が紡いできた遍路文化や信仰文化、さらには、国内外の人々に伝えたい四国の接待やおもてなし文化を発信することも出来ると思います。NHKからの情報があれば、町教育委員会にお知らせを致しますので、ぜひ視聴をして頂きたいと思えます。

さて、振り返ってみますと四国巡礼春秋七カ所まいりを年2回、17年間続けてまいりましたが、その間、中国武漢市で2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は留まることを知らず、瞬く間に世界の国々を巻き込んでしまいました。2020年、令和2年4月17日の第26回春の七カ所まいりは、新型コロナウイルス感染症COVID-19のパンデミック、世界的大流行の壊滅的影響があり、それまで12年間続いた「春秋四国霊場七カ所まいり」と遍路道清掃奉仕活動をやむなく中断、中止に追い込まれてしまいました。人間が自然の一部である以上、ウイルス感染症は、必ず発生すること。また生態系の人間の無秩序な進出によって、野生動物が本来持っていたウイルスが人に感染する可能性が拡大していること。そして人的被害を最小化しつつ、今後ウイルスと共生していく以外にないことが専門家から指摘をされているところであります。そしてこれからは利益市場主義だけでなく、人を大切にする経済と政治への転換が今、強く求められております。そして今日、地球温暖化が急激な気候変動を引き起しており、熱波や暴風雨などの異常気象、巨大台風やハリケー

ンなどによる被害、乾燥による大規模な森林火災、海面上昇による島国の水没や土壌侵食、局地での氷の消失、永久凍土の融解など世界中で深刻な被害が起こっております。このような気候危機はさらに将来の地球環境が一層破壊される危険性を示しており、旧遍路道の荒廃もこの観点から考えなければならない時期に来ていると思われます。2019年、令和元年の5回にもわたる台風の接近影響等、梅雨の記録的な長雨による雨量と日照不足もあり、降水量も多く、この遍路道がさらに流され、沢となってしまうました。沿道沿いの四国西国三十三観音霊場の石仏も台座が傾いたり、観音像の損傷が目立つようになっております。また、虚空蔵時奥之院の穴薬師堂も建物が老朽化し腐食をしており、改修が急務に迫られております。地元をもとより町内、県下、県外の多くの人たちの支援、応援を今後、心からお願いをするものであります。

さて、次に2点目に学校給食の安全性と宅地開発などによる町内の農地減少による影響等、漁業振興策はについてであります。マスコミ報道によれば、児童の学校給食時における窒息死を受け、給食のウズラの卵の提供を控える動きが出ています。福岡県みやま市の小学校1年生の男子児童7歳が26日、給食材を喉に詰まらせて死亡したという、いたたまれない事案が発生致しました。死亡した事故を受け、各地の教育委員会が原因だったと見られるウズラの卵を給食の献立から除外するなど影響が広がっております。みやま市教育委員会は、栄養価が高く、適切に指導すれば、危険性はないと判断し提供していたが、27日夜には保護者説明会を開き、当面は全学年使わない方針を示したとのことでございます。大分県佐伯市は私立幼稚園や小・中学校給食で使用を見合わせると決定。同県湯布院も4月の学校給食を献立から除外する方向です。北九州市は、3月、低学年への提供を取りやめ、4月からは当面、全学年で見送る方針となっております。また、徳島市の市立小学校では27日、ウズラの卵を抜いた八宝菜を提供。市教育委員会の担当者は「誤飲の危険性を十分周知してから提供再開するか検討する」との話であり、奈良市教育委員会も市立の小・中学校にウズラの卵の使用を当面控えるとともに事故防止の指導を徹底するよう周知したとのことでございます。給食のウズラの卵を巡っては、2015年に大阪市の小学校で、1年の女子児童がウズラの卵を喉に詰まらせて死亡した例もあるとのことでございます。文部科学省は、給食時の注意点をまとめた指導手引書2019年改訂版を教育関係者向けに公表しているとのことでございました。

そこで、お尋ねを致します。1点目にウズラの卵は、今までに1市2町の給食センターで使用していたのかどうかをお尋ねを致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

尾崎議員の1市2町学校給食センターにおけるウズラの卵の使用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

1市2町学校給食センターにおいては、ウズラの卵を月に1回程度使用しており、主な



献立としては豆腐とウズラ卵の中華煮があります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、次にお尋ね致します。1市2町の学校給食における食材・具材の安全性はどうしているのか。また、事故の事前防止策をどうなのかお尋ねを致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

尾崎議員の学校給食時における食材、具材の安全性及び事故の事前防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

例えば、食材の選定については国内産のものを優先して使用し、また、納入食材に当たっては、製造過程において金属探知機を通すなど危険異物の混入を防ぐ対策を取っております。納入後においては、野菜類はマニュアルに沿った洗浄作業の後に、その他の食材についても目視点検で異物の混入を防ぐ対策を取っております。食材のカットの大きさにつきましては、献立内容によって変わりますが、サイの目状に野菜をカットする場合は、2センチ角にするようにしております。

学校給食は、成長期にある児童・生徒を対象に実施されることから、安全性を担保した上で実施することが重要となります。給食を食べる際に想定されるリスク要因として、食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息等が考えられます。給食を提供する側としては、安全な食材を整備された施設で調理し、学校では栄養教諭等による給食指導を行うとともに管理指導表による個別の子どものアレルギー状況等について全教職員が情報共有し、食物アレルギーに対応するための校内研修等を実施するなど、それぞれの立場で事故防止の徹底を図るための取組を行っています。

学校給食を原因とする事故のリスクについては、マニュアル等を整備し、関係者が共通理解を図った上で組織的に運営することが、事故の未然防止や適切で迅速な対応に繋がると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目をお伺い致します。食育教育として、低学年に対しては特に留意する必要があると思われますが、どのような指導をしているのかお伺いを致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

尾崎議員の低学年に対する食育教育の指導内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

文部科学省が作成した食に関する指導の手引きの窒息事故防止における未然防止のポイントが示されており、「食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導する」「早食いは危険であることを指導する」とされています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目でございます。近年、大型スーパーの進出などで広大な農地が町内では宅地転用をされ、農地減少が著しいところではありますが、過去5年間で年次別で、

どの位減少しているのかをお尋ねを致します。

また、農地減少に伴う農産物の売上げ低下は、どの位なのかも併せてお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の農地転用による農地の減少及び農産物の売上げ低下についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、農地転用による農地の減少につきましては、平成30年度から令和4年度の5年間に於いて農地転用が認められた申請が137件、面積の合計が12万2,648㎡となっております。各年度の内訳としましては、平成30年度が28件、転用面積2万5,001㎡、令和元年度が29件、転用面積1万6,617㎡、令和2年度が22件、転用面積2万3,643㎡、令和3年度が23件、転用面積1万7,840㎡、令和4年度が35件、転用面積3万9,547㎡となっております。

農地転用によって減少した農産物の売り上げにつきましては、転用面積や香川県農業協同組合の資料等から年間約1,260万円と推計しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を行います。ただ今、答弁がありましたように、ざっと見ますと過去5年間で平均で27.4件、そして、年間平均で、およそ2万4,529.6㎡。そして、坪数に致しますと7,433坪、これが、過去5年間に失われた農地でございます。そして、金額で言いますと1,260万円の5年分、つまり6,300万円が損失をされている訳でございます。そういう意味におきまして、農地の憲法といわれております食料農業農村基本法の改正が、今、予定をされている訳であります。その中で、これは1点目には国の米政策、畑地化そして飼料生産を強化する水田作の危機が放置、2点目には経営安定対策、3番目にみどりの食料システム戦略、4番目にスマート農業、5番目に輸出拡大、販路開拓ということで出されております。農業、水産業のいずれの場合におきましても販売価格の低迷、資機材や飼料の高騰により多くの農家で赤字経営が続き、次々に離農とか廃業に追い込まれて発生致しております。農家への経営支援は、国の施策では変わり映えせず、経費増大による農家の危機に何ら有効な手を打たない2024年度の国家予算となっております。離農・廃業を防ぐためにも自治体の補填が必要になり、多くのメニューで自治体の補填分は交付税で措置されるため、負担軽減をされる訳でございます。ですから、交付税措置のある予算化をすべきであると思いますが、どのような考え方なのかお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど国の方針の方でスマート農業でありますとか様々なことが農業関係で提案されているところ、これに対して現状の農業の状態を考えますと不十分なところが多

くて、そういったところを補完すべく町として交付税措置のある支援は出来ないかということでございましたけども、本町の昨今の農業状況と致しましては、やはり担い手の高齢化ということがございます。そして、その高齢化と担い手不足によって農地の維持管理というのが大変困難になってきているという状況がございます。これに対して日本型直接支払い制度、こちらに対しては、国が50%、県が25%、町が25%を支出して各地区の農地維持管理、また施設改修等に対して支援していこうとするものでございますが、令和4年度までは町内の15の水利組合のうち、8水利組合、約半分がこの多面的機能支払い交付金を活用しておりました。そうしたところ、今回、当初予算案の方でも上程させて頂いておりますけども、これを町内全域で一つの組織に大型化して、一本化して町全域とやっていこうということで予算を上げさせて頂いております。こういった予算に対して、国の補助金、県の補助金が入りますけども町の方の支出というところがございます。これが直接、国の交付税の方でも恐らく特別交付税の方になろうかと思っておりますけども、こちらのメニューで指定分でありますとか県選定分であるとか、そういうところに入れられる可能性があるところに申請して、なるべく交付税措置が得られるように努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目でございます。このような広大な農地の宅地転用によりまして、我が多度津町の地下水源の水位低下は大丈夫なのかどうか、そしてまた、水源地周辺の規制はどうなっているのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の農地の宅地転用による地下水源の水位低下及び水源地周辺の規制についてのご質問ですが、香川県広域水道企業団に関することとなりますので、答弁致しかねます。以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

再質問でございます。私は、何故これを質問したかと言いますと、今回の能登半島の大地震で、この震災の規模が1995年の阪神淡路大地震以降では、過去4番目の大きなものであります。今回の地震でご存じのとおり、水道が回復しないために避難生活の困難さが増しておりますし、避難生活中の災害関連死を防ぐことを含めて被災者への手厚い支援が求められている訳であります。そこで、命の水は誰のものか、水は町民のものでございます。そういう意味におきまして、それでは町長が香川県の広域水道企業団の理事者でありますので、答弁を求めたいと思います。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

この件につきましては、私はしゃべってもいいんですけども答弁は出来ませんという答えということですので、そのようにさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

町民の命にかかるとる問題を答弁出来ない。あれは県のものだということでは、多度津町内の本当に今、地下水源で、水道の事業はやられておりますが、これを知らぬ存ぜぬで答弁出来ないというのは、ちょっと考えて頂きたいと思います。

そこで、6点目に行きます。漁業振興策として町、県、国は、どのようなものがあるのかをお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の町、県、国の漁業振興策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、町の振興策と致しましては、漁場資源向上のための稚魚放流事業や漁業者の利便性向上のための施設整備事業等に対して支援する水産振興事業補助金や漁場水面や浜の清掃による漁場環境向上事業に対して支援する漁場海面海浜清掃事業補助金等がございます。また、平成24年度より毎年町内の小学校・幼稚園・保育所において一般社団法人香川県水産振興協会の所有する「おさかなシャトル」を活用してタケノコメバルやマダイ、ハマチなどの瀬戸内海の水産物を生きたまま展示し、学習の機会を設けることで地元水産物への興味関心を育むとともに水産物の消費拡大へ繋げる「おさかな学習会」事業を行っているところであります。

さらに、中讃海域の坂出市・丸亀市・宇多津町と同海域の漁業協同組合等で組織する中讃海域漁業漁村活性化協議会において、地域住民と漁業者との交流促進を目的に「中讃秋のぴちぴちとれたて市」を11月上旬に開催し、漁業者による水産物の販売に加え、「オリーブハマチのしゃぶしゃぶ試食会」や「アジのつかみどり」などによって漁業への関心を高めるとともに魚食文化の更なる発展を図っております。

次に、県の振興策と致しましては水産振興総合対策事業と致しまして、漁業協同組合等が行う漁場整備事業や水産資源対策事業、漁業近代化施設整備事業、漁場保全事業、水産物消費対策事業等に対して支援を行っております。

本町における実績と致しましては、漁業近代化施設整備事業としての船揚場設備の設置事業や水産物消費対策事業と致しまして、先に申し上げました「中讃秋のぴちぴちとれたて市」を実施しております。

最後に国の振興策と致しましては、漁港等の水産基盤の整備への補助などの大規模なものや遠洋漁業への支援など多様なものがございます。

本町と致しましては、引き続き、漁場環境保全事業への支援や漁業の普及啓発事業を継続していくとともに、県・国等の関係機関と連絡を密にしながら漁業振興を推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に申しますが、我が多度津町は、海あるいは陸地部がある自然豊かな本当に素晴らしい町でございます。

そういう意味におきまして、第一次産業であります農業、漁業、これを是非、自給

自足率が上がるように、宅地減少、宅地転用についても一応、色々な面で考えて、これからは、今の政情不安な中で、是非、食料が自給出来るように花栽培に芋を作れとかいう無茶苦茶な政府の方針ではなくて、そうじゃなくて我が多度津町で十分な生産をして農家の所得補償、そして減収補償が出来るように、町が独自に先ほど申しましたように、地方交付税を活用して支援・応援をして頂きたいことを申しまして、私の一般質問を終わります。有難うございました。